

定款施行細則

平成 24 年 3 月 17 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本山岳会定款（以下「定款」という。）の委任に基づく事項のうち、別に定められた事項以外の事項及び公益社団法人日本山岳会（以下「本会」という。）の運営に必要な事項について定める。

(入会金及び年会費)

第 2 条 定款 6 条に規定する会員は、次の入会金及び年会費を納付する。

(1) 通常会員 入会金 20,000 円、年会費 12,000 円とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、次の特例を設ける。

ア 婚姻関係にある者が、共に通常会員の場合に限り、申し出によりいずれか 1 名の年会費を減額し、8,000 円とする。

イ 26 歳未満の通常会員については、入会金を免除し、年会費を 5,000 円とする。

ウ 本会に入会后 10 年以上在籍する個人の通常会員にして、次の終身会費を納めた者は、終身会費納付の翌年度以降の年会費を免除する。

入会后 10 年以上在籍する者の終身会費 390,000 円

入会后 20 年以上在籍する者の終身会費 310,000 円

入会后 30 年以上在籍する者の終身会費 220,000 円

入会后 40 年以上在籍する者の終身会費 110,000 円

(3) 賛助会員 入会金及び年会費を免除する。

(年会費の納付)

第 3 条 会員は、定款第 7 条に規定する年会費を、原則として毎年 4 月に本会から送付される請求書に基づき、納付しなければならない。

(会費滞納者)

第 4 条 会費滞納者に対しては、以下の措置を講ずる。

(1) 前年度の会費未納者には、機関誌「山岳」及び会報「山」を送付しない。

(2) 滞納 2 年目から 3 年目は、年次晩餐会、総会の通知、会費納入督促を除くすべての通知を止める。

(3) 3 年間未納の者は、除籍する。

(会員資格復活)

第 5 条 会費滞納若しくは退会届提出により本会を離籍していた旧会員は、会員 2 名（内 1 名は原則として役員、支部長又はこれらの経験者）の紹介により、所定の復活申込書を提出し、理事会の承認を受けることにより旧会員番号により会員として復活できる。その場合、終身会員及び永年会員の在籍年数の計算は、旧会員であった在籍年数も算入するものとする。

(名誉会員)

第 6 条 定款第 6 条に規定する名誉会員は、本会に功労のあった者の中から理事会がこれを推薦する。

2 名誉会員の発表は、原則として年次晩餐会の席上において行う。

(賛助会員)

第 7 条 定款第 6 条に規定する賛助会員は、理事会がこれを推薦する。推薦にあたり理事会は、その賛助会員が本会の会員である期間を限定することができる。

(機関誌の受領等)

第 8 条 婚姻関係にある通常会員で、かつ、本細則により年会費を減額されている者は、機関誌「山岳」及び会報「山」の配付を受けることはできない。

(役員を選任)

第 9 条 定款第 25 条に規定する役員は、連続して 2 任期を超えて選任することができない。

2 理事は、選任時において満 70 歳を超えないものとする。

(委員会)

第 10 条 理事会は、定款第 28 条に定める理事の業務執行に必要な委員会を置くことができる。

(名称の使用)

第 11 条 何人も、理事会の許可を得ないで公益社団法人日本山岳会若しくは日本山岳会の名称を用いて次の行為をしてはならない。

- (1) 掲示、広告、展示等
- (2) 集会、商行為等

(帳簿等の保存期間)

第 12 条 定款第 44 条及び第 51 条に規定する以下の帳簿及び書類の保存期間は、第 1 号から第 6 号までは永年、第 7 号については当該法令の定める期間とする。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 特定資産に関する規程
- (4) 総会並びに理事会の議事録
- (5) 事業報告
- (6) 事業報告の付属明細書
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

(事務局)

第 13 条 本会の事務局職員は、担当理事の監督下、別に定める職員就業規程、経理規程その他の規程並びに本会運営に関する要領等に基づき、本会の日常業務及び会計事務を的確に遂行するものとする。

(改廃)

第 14 条 この細則の改廃は、総会の審議、議決によってこれを行う。

附則

1 この細則は本会定款附則 1 に定める定款施行の日から施行する。